

諮問番号：令和3年度諮問第59号
答申番号：令和4年度答申第15号

答 申 書

第1 審査会の結論

●●●●●保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成30年10月23日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第63条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

事故によって必要な費用が50万円程度かかっているが、必要経費として、39,160円しか認められなかった本件処分は、不当である。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

（1）法第63条の解釈と運用について

法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において処分庁の定める額の返還を義務付けるにとどまるものである。

これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を処分庁の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うに当

たつて、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮した上で、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照）。

(2) 本件処分に至る経緯について

処分庁は、保険会社から入院雑費として3回に分けて入金された額（113,240円）については、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3の（2）のエの（イ）に該当する収入であるとして各回の収入から、各々8,000円（合計24,000円）を控除した上で、さらに、入院中に要した費用として、交通費、クリーニング代及び診断書代（合計15,160円）を控除し、残額（74,080円）について、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

上記の保険会社からの入金は、審査請求人が事故に遭ったことに対する保険会社からの入院雑費であることからすると、次官通知第8の3の（2）のエの（イ）に該当する収入と認められ、次官通知第8の3の（3）のオ、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2の（4）、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第8の間40、生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。（以下「平成24年課長通知」という。）1の（1）の③及び④、生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）13の5の答（2）の規定のとおり、自立更生のために当てられる費用（以下「自立更生費」という。）については収入として認定しない、又は返還額から控除する取扱いが認められている。

①平成30年3月23日、処分庁は審査請求人から保険会社から支払が予定されている旨の報告を受け、審査請求人に対し、費消する前に申告を行うように求めたこと、②同年4月10日、処分庁は、審査請求人に対し、要した交通費の額や必要経費を証明できる領収書を残しておくよう助言したこと、③同月27日、処分庁は、審査請求人に対し、支払われる賠償金の内、自立更生に必要なと思われる物品の購入費用に関しては必要経費として収入から控除することとしているが、どこまでの範囲を自立更生に必要なものと認めるか検討を要することを説明したこと、④同年5月30日、処分庁は、

審査請求人に対し、審査請求人が購入した物品について、必要経費として認められるか否かは処分庁として検討しなければならないため、自己判断で購入するよりも先に見積書を提出するなどした方がよいと助言したことが認められる。

また、処分庁は、必要経費の認定について挙証資料の提出を指示し、審査請求人が返還額から控除を求める額についての挙証資料の提出を受け、その取り扱いについてケース診断会議での検討を行い、更に、実際に審査請求人が購入した物品等を確認するため、家庭訪問を行っていることが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、審査請求人に対し、自立更生に必要な物品の購入費用に関しては必要経費として控除が可能であるなど、自立更生費の控除について説明し、入院雑費として支払われた保険金の使途を確認の上、審査請求人宅を家庭訪問し、購入物品を確認する等の調査を行っており、これらの調査を踏まえ、組織的に控除の範囲について検討を行い、最終的に本件処分を行っている。また、処分庁は、退院後の生活に向けて購入された物品代については、保険金の内、慰謝料として支払われた額から控除することを検討していることも踏まえると、その判断の過程に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は採用できない。

なお、本件処分の後ではあるが、当該事故に対する慰謝料の返還決定処分において、処分庁は、審査請求人が購入した生活用品等について返還額から控除することを決定している旨が認められる。

(3) 前記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和4年3月24日	諮問書の受領
令和4年3月28日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月11日 口頭意見陳述申立期限：4月11日
令和4年4月21日	審査請求人から主張書面（令和4年4月17日付け） 及び資料の受領
令和4年6月30日	第1回審議
令和4年7月21日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しており、第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (3) 法第63条は、「費用返還義務」について規定しており、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。
- (4) 次官通知第8の3の(2)のエの(イ)は、「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入((3)のオ(中略)に該当する額を除く。)については、その額(受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額とする。)が、世帯合算額8000円(月額)をこえる場合、そのこえる額を収入として認定すること。」と記している。
なお、次官通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準(以下「処理基準」という。)である。
- (5) 次官通知第8の3の(3)は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、次に掲げるものとしてアからチを記し、オは、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」と記している。
- (6) 局長通知第8の2は、収入として認定しないものの取扱いとして(1)から(6)を記し、(4)は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとする。また、当該金銭を受領するために必要な交通費等及び

補償金等の請求に要する最小限度の費用は、必要経費として控除して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

- (7) 課長通知第8の問40は、「局長通知第8の2の(中略)(4)にいう自立更生のための用途に供される額の認定は、どのような基準によるべきか。」について、答として、「被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとしては、次に掲げる経費にあてられる額を認めるものとする。(後略)」とし、次に掲げる経費として(1)及び(2)を記している。

(1)は、「被保護者が災害等により損害を受け、事業用施設、住宅、家具什器等の生活基盤を構成する資産が損われた場合の当該生活基盤の回復に要する経費又は被保護者が災害等により負傷し若しくは疾病にかかった場合の当該負傷若しくは疾病の治療に要する経費」と記している。

また、(2)は、「(1)に掲げるもののほか、実施機関が当該被保護世帯の構成、世帯員の稼働能力その他の事情を考慮し、次に掲げる限度内において立てさせた自立更生計画の遂行に要する経費」として、アからシを記している。

イは、「当該経費が医療にあてられる場合は、医療扶助基準による医療に要する経費及び医療を受けることに伴って通常必要と認められる経費の合算額」と記している。

ウは、「当該経費が介護等に充てられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」と記している。

エは、「当該経費が家屋補修、配電設備又は上下水道設備の新設、住宅扶助相当の用途等にあてられる場合は、生活福祉資金の福祉資金の貸付限度額に相当する額」と記している。

クは、「当該経費が、当該世帯において利用の必要性が高い生活用品であって、保有を容認されるものの購入にあてられる場合は、直ちに購入にあてられる場合に限り、必要と認められる最小限度の額」と記している。

なお、課長通知は、処理基準である。

- (8) 平成24年課長通知1の(1)は、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。(後略)」とし、次に定める範囲の額として①から⑥を記している。

③は、「当該収入が、「生活保護法による保護の実施要領について」(中略)〔次官通知〕第8の3の(3)に該当するものにあつては、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」(中略)〔課長通知〕第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額。(事前に実施機関に相談があ

ったものに限る。ただし、事後に相談があったことについて真にやむを得ない事情が認められるものについては、挙証資料によって確認できるもの限り同様に取り扱い差しつかえない。」と記している。

また、④は、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。」とし、以下の使途として、「(ア) いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）」、「(イ) 贈与等により当該世帯以外のために充てられた額」、「(ウ) 保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額」、「(エ) 保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」と記している。

- (9) 問答集問13の5の答(2)は、「(前略) 保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して返還額を決定する取扱いとして差し支えない。なお、次〔次官通知〕第8の3の(5)に該当する必要経費については、当該収入から必要な最小限度の額を控除できるものである。」とし、次の範囲としてアからオを示し、エは、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途にあてられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額。なお、次のようなものは自立更生の範囲には含まれないものである。
①いわゆる浪費した額 ②贈与等により当該世帯以外のためにあてられた額 ③保有が容認されない物品等の購入のためにあてられた額」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成7年12月22日付けで、処分庁は、審査請求人及び審査請求人の子（以下、審査請求人の子を「世帯主」といい、審査請求人及び世帯主と併せて「審査請求人世帯」という。）に対し、法による保護を開始した。
- (2) 平成30年2月26日、処分庁は、審査請求人から、同月25日にスーパーで買い物中に電動車いすに衝突される事故（以下「本件事故」という。）に遭い、救急車で搬送された●●●病院（以下「A病院」という。）に入院することとなり、今後、加害者に医療費や賠償金の支払いを求めていくつもりである旨電話により報告を受けた。
- (3) 平成30年3月13日、審査請求人は、A病院から●●●病院（以下「B病院」という。）に転院した。

(4) 平成30年3月23日、処分庁は、保険会社の担当者から電話により、審査請求人に対して本件事故に係る保険金を支払う方向で動いている旨の報告を受けた。

また、同日付のケース記録票には、処分庁は審査請求人に電話をし、保険会社は保険金の支払いを予定している旨を伝え、入金があった際には費消する前に申告をするよう求めたことが記載されている。

(5) 平成30年4月27日、審査請求人は、B病院から●●●●病院（以下「C病院」という。）に転院した。

(6) 平成30年4月27日、処分庁は、世帯主から、同月20日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として18,700円の支払（以下「本件収入1」という。）があったとして、収入申告書の提出を受けた。

また、平成30年4月27日付けのケース記録票には、審査請求人からあった電話の記録として、「(前略) 保険金が入ったら杖・机・イスを購入したいとの要望あり。(中略) [審査請求人] に支払われる事故の賠償金の内、自立更生に必要と思われる物品の購入費用に関しては必要経費として収入から除外することとしているが、どこまでの範囲を自立更生に必要なものと認めるか検討を要することを伝え、先走って購入することのないよう助言した。また、購入を希望する物品や入院中に要した必要経費などをまとめておくよう求め、(中略) [審査請求人] は理解を示した。(後略)」と記載されている。

(7) 平成30年5月30日付けのケース記録票には、同日、処分庁の担当ケースワーカーが審査請求人の入院するC病院を訪問した際に発言した記録として、「(前略) 購入した物品について、必要経費として認められるか否かは所[処分庁]として検討しなければならないため、自己判断で購入するよりも先に見積書を提出するなどした方が賢明である。もしも早急に購入が必要との判断のもと購入した物品であっても、必要経費として認められないものもある。通院移送費の支給については、主治医が必要やむを得ないと認めた場合に限ってタクシーの利用を認めているが、あくまでも通院にかかるタクシー利用に限られるものであるため、買い物や(中略) 役所への来所にあたってタクシーを利用したとしても支給対象とはならない。障害のある人も要介護状態の人もタクシーを利用した場合には自己負担で対応している。」と記載されている。

(8) 平成30年6月4日、審査請求人は、C病院を退院した。

(9) 平成30年6月8日、処分庁は、世帯主から、同年5月25日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として37,400円の支払（以下「本件収入2」という。）があったとして、収入申告書の提出を受

けた。

- (10) 平成30年6月18日、処分庁は、審査請求人から、同月12日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として57,140円の支払(以下「本件収入3」といい、本件収入1及び本件収入2と併せて「本件収入」という。)があったとして、収入申告書の提出を受けた。

また、平成30年6月18日付けのケース記録票には、審査請求人が来所した際の記録として、「(前略) これまでの間、4月20日18,700円、5月25日37400円、6月12日57,140円の保険金収入があり、これらの収入の内必要経費を除いた額を返還決定することとしていた。必要経費の認定について挙証資料の提出を指示。(後略)」と記載されている。

- (11) 平成30年7月13日付けのケース記録票には、処分庁は、①来所した審査請求人に対して自立更生費の認定に係る挙証資料の提出を指示した旨、及び、②同月20日に審査請求人世帯と面談を行うことを取り決めた旨が記載されている。

- (12) 平成30年7月20日、処分庁は、審査請求人世帯に対して面談を行い、自立更生費に係る領収書の提出を受けた。また、面談の結果、自立更生費の取扱いについてケース診断会議に諮ることとした。

また、同日付けのケース記録票には、本件事故に係る保険金収入として、「・4月20日18,700円〔本件収入1〕 ・5月25日37,400円〔本件収入2〕 ・6月12日57,140円〔本件収入3〕 ・7月20日100,000円(以下「本件処分対象外収入1」という。)」と記載され、自立更生費として、「必要経費の認定 ・各月8,000円控除(次〔次官通知〕8-3-(2)-エ)(以下(中略)〔審査請求人〕等の申し出)・診断書代3,240円 ・(中略)〔B病院〕入院中のクリーニング代440円 ・敷パッド2,010円 ・バスタオル、寝具等13,800円 ・サポーター5,000円 ・ライフで購入した諸々32,028円 ・座布団、マット等8,830円 ・ニトリス7,070円 ・入院中の移動に要したタクシー代10,000円 ・退院後の移動に要したタクシー代24,060円 ・(中略)〔世帯主〕の通院に要した交通費3,760円 必要経費の取扱いについてケース診断会議に諮ることとする。」と記載されている。

- (13) 平成30年7月26日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、本件収入及び本件処分対象外収入1に係る自立更生費の控除について検討し、申し出のあった自立更生費について時系列順に整理することとし、保険会社に対して本件収入及び本件処分対象外収入1の内訳を確認することとした。

また、同日付けのケース診断会議記録票の会議の要点及び結論の欄には、「・診断書代3,240円⇒○ ・(中略)〔B病院〕入院中のクリーニング代440円⇒○ ・敷パッド2,010円⇒×冷間性の敷パッドであり事故

の怪我との関係性が認められないため。 ・バスタオル、寝具等13,800円⇒×単なる日用品であるため ・サポーター5,000円⇒△平成28年5月に腰椎装具の治療材料費を支給している。実物を見て判断。 ・ライフで購入した諸々32,028円⇒△同じ種類の物を複数購入している、単なる日用品とも判断できる。実物を見て必要性を確認する。 ・座布団、マット等8,830円⇒△ ・ニトリス7,070円⇒△ ・入院中の移動に要したタクシー代10,000円⇒△（中略）〔審査請求人〕がタクシーを利用して外出する必要があったのか。 ・退院後の移動に要したタクシー代24,060円⇒△保険会社が支給対象と認めた交通費であれば控除かのであるが… ・(中略)〔世帯主〕の通院に要した交通費3,760円 ⇒△（後略）」と記載されている。

(14) 平成30年7月31日、処分庁は、法第29条に基づき、保険会社に対して本件収入及び本件処分対象外収入1の内訳に係る調査を行い、同年9月19日、保険会社から、①本件収入1は17日間の入院雑費として、②本件収入2は34日間の入院雑費として、③本件収入3は49日間の入院雑費53,900円及び診断書代3,240円として、④本件処分対象外収入1は慰謝料として審査請求人に支払ったものである旨が記載された回答文書を受領した。

(15) 平成30年9月20日、処分庁は、審査請求人が購入した物品と使用状況を確認するために審査請求人世帯宅を訪問した。

また、同日付けのケース記録票には、①処分庁は審査請求人世帯に対して、購入された物品を確認したところ、予備として購入された物や日用品の範囲と思われるものが多く、一概に自立更生費として認めることは困難であると説明し、審査請求人は、自立更生費として認められて当然である旨主張していること、②審査請求人から、エアコンの購入費用を支払うように保険会社へ要求しており、後日200,000円が支払われる予定であるため、当該費用も自立更生費として認めてほしい旨の要望があったこと、③新たに購入された物品として平成30年7月22日以降の領収書と同月20日以降のタクシーの領収書の提出を受けたことが記載されている。

(16) 平成30年9月25日、処分庁は、審査請求人から、同月21日に保険会社から審査請求人に対して本件事故に係る保険金として200,000円の支払（以下「本件処分対象外収入2」という。）があったとして、収入申告書の提出を受け、審査請求人に対して、エアコンの見積もりを提出するよう求めた。

(17) 平成30年10月22日付けのケース記録票には、自立更生費について、入院雑費（本件収入）と慰謝料（本件処分対象外収入1及び本件処分対象外収入2）に分けて検討することし、世帯主の交通費、審査請求人のタクシー

代、クリーニング代、診断書代は入院雑費（本件収入）から自立更生費の認定をし、審査請求人が退院後の生活のために購入した物品については慰謝料（本件処分の対象外の収入）から自立更生費の必要経費の認定を検討する旨が記載されている。

- (18) 平成30年10月23日付けで、処分庁は、保険会社から審査請求人に入院雑費として3回に分けて入金された本件収入（113,240円）について、入院中に要した費用として、交通費、クリーニング代及び診断書代の合計15,160円を自立更生費として控除した上で、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により、各回の収入から8,000円、合計3か月分の24,000円を差し引いた74,080円について、返還を求める本件処分を行った。

また、同日付けのケース記録票には、「<法第63条 返還決定/入院雑費について>支給総額…113,240円〔本件収入〕平成30年4月20日入金18,700円〔本件収入1〕次〔次官通知〕第8-3-(2)-エ- (イ)により8,000円控除平成30年5月25日入金37,400円〔本件収入2〕次第8-3-(2)-エ- (イ)により8,000円控除平成30年6月12日入金57,140円〔本件収入3〕次第8-3-(2)-エ- (イ)により8,000円控除10,700円+29,400円+49,140円=89,240円←控除後の額 必要経費の認定 ①(中略)〔審査請求人〕の入院中に(中略)〔世帯主〕が要した病院までの往復交通費3,760円(内訳)(中略)〔A病院〕片道150円×8=1,200円(中略)〔B病院〕片道280円×4=1,120円(中略)〔C病院〕片道180円×8=1,440円 ②(中略)〔B病院〕入院中に要したクリーニング代440円 ③(中略)〔C病院〕を退院する以前に(中略)〔世帯主〕が移動のために要した交通費7,720円(内訳)4/27(中略)〔A病院〕⇒(中略)〔B病院〕転院交通費3,000円5/16(中略)〔C病院〕⇔散髪1,360円5/31(中略)〔C病院〕⇔スーパーライフ2,000円6/1(中略)〔C病院〕⇔スーパーライフ1,360円 ④診断書代3,240円 ①+②+③+④=15,160円 要返還額…74,080円(89,240円-15,160円)(中略)法第63条に基づき74,080円を返還決定する。」と記載されている。

- (19) 平成31年1月21日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。
(20) 令和元年7月16日付けで、処分庁は、保険会社から審査請求人に本件処分対象外収入1及び本件処分対象外収入2を含む慰謝料90万円の収入があったことから、審査請求人に対して法第63条に基づく費用返還決定処分(以下「本件審査請求対象外処分」という。)を行うこととした。

なお、本件審査請求対象外処分に係る返還金・徴収金決定書には、返還金・

徴収金決定額の欄には「金325,978円」と、決定理由の欄には「(前略)〔審査請求人〕に対して支払われた賠償金の総額900,000円より局〔局長通知〕第8-3-(2)-エに示される控除額40,000円を除いた860,000円のうち、必要経費等を差し引いた額について、生活保護法第63条に基づき返還決定します。」と、返還対象額の欄には「金860,000円(後略)」と、返還額の欄には「金325,978円(後略)」と、減額した理由の欄には「賠償金によって購入されたもののうち、534,022円については当該経費が貴世帯において利用性が高い生活用品の購入に充当されたと認められるため。」と記載されている。

3 判断

(1) 法第63条の趣旨等について

費用返還義務を規定した法第63条の趣旨は、前記第3の2(1)で審理員が示すとおりであり、同条がその額の算定を保護の実施機関に委ねているのは、返還すべき額を、原則として、被保護者が受けた保護金品に相当する金額の範囲とすることとした上で、返還を免除すべき額をどのように算定するかについては、保護の実施機関の裁量に委ねたものと解される。

そして、法が、生活に困窮する国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とすること(法第1条参照)を勘案すると、保護の実施機関が返還すべき額を定めるに当たっては、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮を行わなければならない。

つまり、そこでは、今後の生活設計等から判断して当該世帯の自立更生のために必要であると認められる額(返還後の資力の多寡)や、生活保護受給中において当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられる費用の有無を検討することが求められる。

それにもかかわらず、被保護者世帯の自立助長の観点からの考慮をしないこと等により、その自立を阻害し、社会通念に照らし著しく妥当性を欠く事態となると認められる場合は、上記の裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法となる場合がある(東京地方裁判所平成27年3月10日判決、大阪高等裁判所平成18年12月21日判決など参照)。

(2) 本件処分に至る経緯について

前記2に基づき、本件処分に至る経緯についてみると、①平成30年3月23日、処分庁は審査請求人に対して、保険会社が本件事故に係る保険金を支払う予定である旨を伝えた際に、入金が予定される保険金については費消する前に申告を行うように求め、②同年4月27日、処分庁は審査請求人から本件収入1に係る収入申告書の提出を受けた際に、自立更生費の控除には

検討を要することを伝え、先走って購入することのないよう助言し、購入を希望する物品や入院中に要した必要経費などをまとめておくよう求め、③同年5月30日、処分庁は審査請求人に対し、審査請求人が購入した物品について、必要経費として認められるか否かは処分庁として検討しなければならないため、自己判断で購入するよりも先に見積書を提出するよう助言し、④同年6月18日、処分庁は審査請求人から本件収入3に係る収入申告書の提出を受けた際に、自立更生費に係る挙証資料の提出を指示していたことが認められる。

そして、処分庁は、⑤平成30年7月26日、ケース診断会議を開催の上、本件収入及び本件処分対象外収入1に係る自立更生費について検討を行い、⑥同年9月20日に、審査請求人が購入したとする物品について現物の確認が必要と認めるものがあると判断したものについて、審査請求人世帯宅に家庭訪問を行い、当該物品に係る使用状況の確認を行ったことが認められる。

(3) 本件処分について

ア 本件収入は、審査請求人が事故に遭ったことに対して入院雑費として保険会社から支払われたものであることから、前記1(4)の次官通知に示される「不動産又は動産の処分による収入、保険金その他の臨時的収入」に該当すると認められ、当該収入に係る法第63条に基づく費用返還については、平成24年課長通知が参照される。

本件については、前記1(8)の平成24年課長通知1(1)③及び④が妥当し、③によれば、「課長通知第8の40の認定基準に基づき、保護の実施機関が認めた額」が、④によれば、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額」が返還額から自立更生費として控除され得る。

イ 処分庁は、審査請求人に入院雑費として3回に分けて本件収入(113,240円)があったことから、入院中に要した費用として、交通費、クリーニング代及び診断書代の合計15,160円を自立更生費として控除した上で、次官通知第8の3の(2)のエの(イ)により、各回の収入から8,000円、合計3か月分の24,000円を差し引いた74,080円について、返還を求める本件処分を行ったことが認められる。

また、処分庁は、前記(2)のとおり、本件処分に当たって、審査請求人に対して自立更生費の控除について説明及び助言を行い、審査請求人世帯宅を家庭訪問し購入物品の使用状況の確認等の調査を行った上で、自立更生費の認定を行ったことが認められる。

上記のことから、本件処分は、平成24年課長通知に照らし、自立更生費

の控除の認定において妥当性を欠く点は認められず、前記（１）の法第６３条の趣旨に照らし、返還額の決定において、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとは言えないとすることが相当である。

ウ なお、審査請求人は、事故によって必要な費用が５０万円程度かかっているが、自立更生費の控除として３９，１６０円しか認められなかった本件処分は、不当である旨主張する。

しかしながら、前記イのとおり、本件処分における自立更生費の控除の認定において妥当性を欠く点は認められず、また、審理員が前記第３の２（２）において指摘するとおり、本件処分の後に行われた、本件審査請求対象外処分において、前記２（２０）のとおり、本件処分対象外収入１、本件処分対象外収入２等の賠償金によって審査請求人が購入したものに係る費用のうち、５３４，０２２円が自立更生費の控除として認められていることが確認できる。

（４）まとめ

以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子